

## 6105 海外旅行のお土産品を国際郵便で送った場合の通関手続 (別送品)

別送品とは、外国で買ったり貰ったりした品物などのうち、旅行先から携帯品とは別に郵便や宅配便などを利用して送ったものです。

別送品と確認できる郵便物が国内に到着すると、税関の外郵出張所から郵便物の名宛人に対して「外国から到着した郵便物の税関手続のお知らせ」という「はがき」が送られてきますので、入国した時に税関の確認印を受けた「携帯品・別送品申告書」をはがきを差し出した税関外郵出張所に郵送するか、または直接窓口に提出してください。入国後6ヶ月以内に輸入される別送品は、個人的に使用すると認められるものについてのみ一定の範囲内で免税扱いとなります。

なお、郵便で到着した別送品の外装などに「別送品」の表示がない場合は、課税の対象品として取り扱われ「国際郵便物課税通知書」が送付されることがあります、税金を納付する前に課税通知書を差し出した税関外郵出張所に、免税扱いとなるかどうかお問い合わせください。税金を納付した後では免税を受けられないことがあります。

(関税定率法第14条、関税法基本通達76-4-4、76-4-5)

# 海外から、お土産等を国際郵便や 国際宅配便で送られる方へ

海外旅行先で買ったお土産などを、国際郵便や国際宅配便でご自分宛てに送る場合は、帰国時の税関検査の際に別送品申告の手続きを忘れずに行ってください。  
**この手続きを忘れると別送品の免税が受けられません。**

また、ご自分宛に送る郵便物や宅配便の外装やインボイスに「別送品」又は Unaccompanied baggage と記載していただくよう、お願ひいたします。

なお、別送品を取り扱わない宅配便会社もありますのでご注意ください。

## 購入時



外装やインボイスに  
「別送品」又は  
「Unaccompanied baggage」  
と記載してください。

## 帰国時

[携帯品・別送品申告書]

(A面) 携帯品・別送品申告書

・携帯品・別送品申告書 2通提出  
・別送品欄にチェック

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に  
送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?

〔はい〕  〔いいえ〕

4. 別送品 入国情報欄に記入して下さい。右面に入国情  
報欄に記入して下さい。  
1. 別送品欄に記入する荷物又は荷物番号  
2. 別送品欄に記入する荷物又は荷物番号  
3. 別送品 入国情報欄に記入せざり、輸送などにより別に  
送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?  
〔はい〕  〔いいえ〕  
\*「はい」を選択した方は、入国情報欄にて荷物番号を記入して下さい。  
\*「いいえ」を選択した方は、この申告書を提出し、税關に検査して、税關の  
印押を受け付けて下さい。(入国情報欄が別紙内に記入するもの  
に記入)  
\*税關の検査を受ける場合は、税關品として運営するに必要と  
なる場合、税關に記入する事です。  
\*「はい」を選択した方は、入国情報欄にて荷物番号を記入して下さい。  
\*「いいえ」を選択した方は、この申告書を提出し、税關に検査して、税關の  
印押を受け付けて下さい。(入国情報欄が別紙内に記入するもの  
に記入)  
\*この申告書に記載したとおりである旨申告します。  
署名

別送品申告の手続きや内容について、分からぬございましたら、お近くの税  
関職員にお尋ねください。



税関



カスタム君

「別送品」というのは、海外で買ったお土産などを、帰国時に携帯しないで、国際郵便などを利用して「別に送る品」のことだよ。

「インボイス」とは、品物の明細等を記載する送り状のことだよ。

販売店への依頼も忘れないでね!